



# 埼玉県報

第643号  
令和7年(2025年)  
8月15日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）

### 告示

- 住民基本台帳ネットワークシステム代表端末機器等の賃貸借等に関する落札者等の公示（情報システム戦略課）
- 生徒用机・椅子・机天板（西部・北部地区）に関する入札公告（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（東部地区）に関する入札公告（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（南部地区）に関する入札公告（入札課）
- 大気汚染常時監視システム機器等賃貸借に関する契約の相手方等の公示（大気環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 農地を利用する権利の設定の裁定（農業ビジネス支援課）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

## 規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月十五日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一―一三

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一六）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「栄養士」の下に「及び管理栄養士」を加え、同条四号中「及び栄養士」を「、栄養士及び管理栄養士」に改める。

別表第二栄養士の部を次のように改める。

職 員	組 織 の 区 分	勤 務 箇 所
栄養士 管理栄養士	知事	保健医療政策課（公益的法人等に派遣される者に限る。） 総合リハビリテーションセンター 埼玉学園 保健所
	教育委員会	県立学校
警察		厚生課 機動隊 警察学校

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月十五日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

## 埼玉県人事委員会規則七―一―一四

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二―二一）の一部を次のように改正する。

別表第二ホを次のように改める。

ホ 医療職給料表（二）級別資格基準表

職 種	職務の級										学歴免許等	
											一級	二級
獣医師 薬剤師	大学卒 修士課程修了 大学六卒										○	○
											○	○
栄養士 管理栄養士 衛生検査技師	大学卒 短大卒										○	○
											○	○
師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 義肢装具士	大学卒 短大三卒										○	○
											○	○
歯科衛生士	大学卒										○	○
											○	○

その他		歯科技工士																	
		中学卒		高校卒		短大卒		短大二卒		短大三卒		大学卒		高校専攻科卒		短大二卒		短大三卒	
四		○		○		○		○				○		○		○		○	
る	別に定め	る	別に定め	る	別に定め	二・五	二・五	一	一	○		四	四	二・五	二・五	一	一		
る	別に定め	る	別に定め	る	別に定め	八	五	六	五	五	五	九	五	八	五	六	五		
る	別に定め	る	別に定め	る	別に定め	十一	三	九	三	八	三	十二	三	十一	三	九	三		
る	別に定め	る	別に定め	る	別に定め	十五	四	十三	四	十二	四	十六	四	十五	四	十三	四		

備考

薬剤師、獣医師、栄養士、管理栄養士、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士及び歯科技工士にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第六ホ中備考以外の部分を次のように改める。

ホ 医療職給料表(二)初任給基準表

職種		学歴免許等		初任給	
薬剤師	獣医師	修士課程修了		二級十七号給	
		大学六卒		二級十七号給	
		大学卒		二級五号給	



## 規 則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月十五日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 埼玉県教育委員会規則第二十九号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育  
委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第七備考中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年八月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

住民基本台帳ネットワークシステム代表端末機器等の賃貸借等 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課住基ネット・マイナンバー担当 埼玉県  
さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和7年7月15日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号

5 落札金額

33,964,920円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和7年5月30日



## 告 示

### 埼玉県告示第六百十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年八月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

生徒用机・椅子・机天板（西部・北部地区） 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

令和8年1月9日（金）

### (4) 納入場所

埼玉県立熊谷高等学校ほか31校

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 竹内 電話048-830-5778（直通） 電子メールa2720-01@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年9月29日（月）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年9月26日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年9月29日（月）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和7年9月29日（月）午前10時10分

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年9月11日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和7年8月21日（木）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Set of student desks, chairs and desktops (Western and Northern region)

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Monday, September 29, 2025

By Registered Mail: 5:00 pm, Friday, September 26, 2025

In Person: 10:00 am, Monday, September 29, 2025

(3) Contact Information:

General Affairs • Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

## 告 示

### 埼玉県告示第六百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年八月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

生徒用机・椅子・机天板（東部地区） 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

令和8年1月9日（金）

### (4) 納入場所

埼玉県立久喜高等学校ほか18校

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 竹内 電話048-830-5778（直通） 電子メールa2720-01@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年9月29日（月）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年9月26日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年9月29日（月）午前11時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和7年9月29日（月）午前11時10分

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。



イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年9月11日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和7年8月21日（木）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Set of student desks, chairs and desktops (Eastern region)

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 11:00 am, Monday, September 29, 2025

By Registered Mail: 5:00 pm, Friday, September 26, 2025

In Person: 11:00 am, Monday, September 29, 2025

(3) Contact Information:

General Affairs • Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

## 告 示

### 埼玉県告示第六百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年八月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

生徒用机・椅子・机天板（南部地区） 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

令和8年1月9日（金）

### (4) 納入場所

埼玉県立浦和高等学校ほか30校

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 竹内 電話048-830-5778（直通） 電子メールa2720-01@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年9月29日（月）午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年9月26日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年9月29日（月）午後1時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和7年9月29日（月）午後1時10分

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年9月11日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和7年8月21日（木）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Set of student desks, chairs and desktops (Southern region)

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 1:00 pm, Monday, September 29, 2025

By Registered Mail: 5:00 pm, Friday, September 26, 2025

In Person: 1:00 pm, Monday, September 29, 2025

(3) Contact Information:

General Affairs • Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

## 告 示

### 埼玉県告示第六百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年八月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕



- 1 購入等件名及び数量  
大気汚染常時監視システム機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県環境部大気環境課企画・監視担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目  
15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和7年7月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
N T T 東日本株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号
- 5 契約金額  
248,417,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

## 告 示

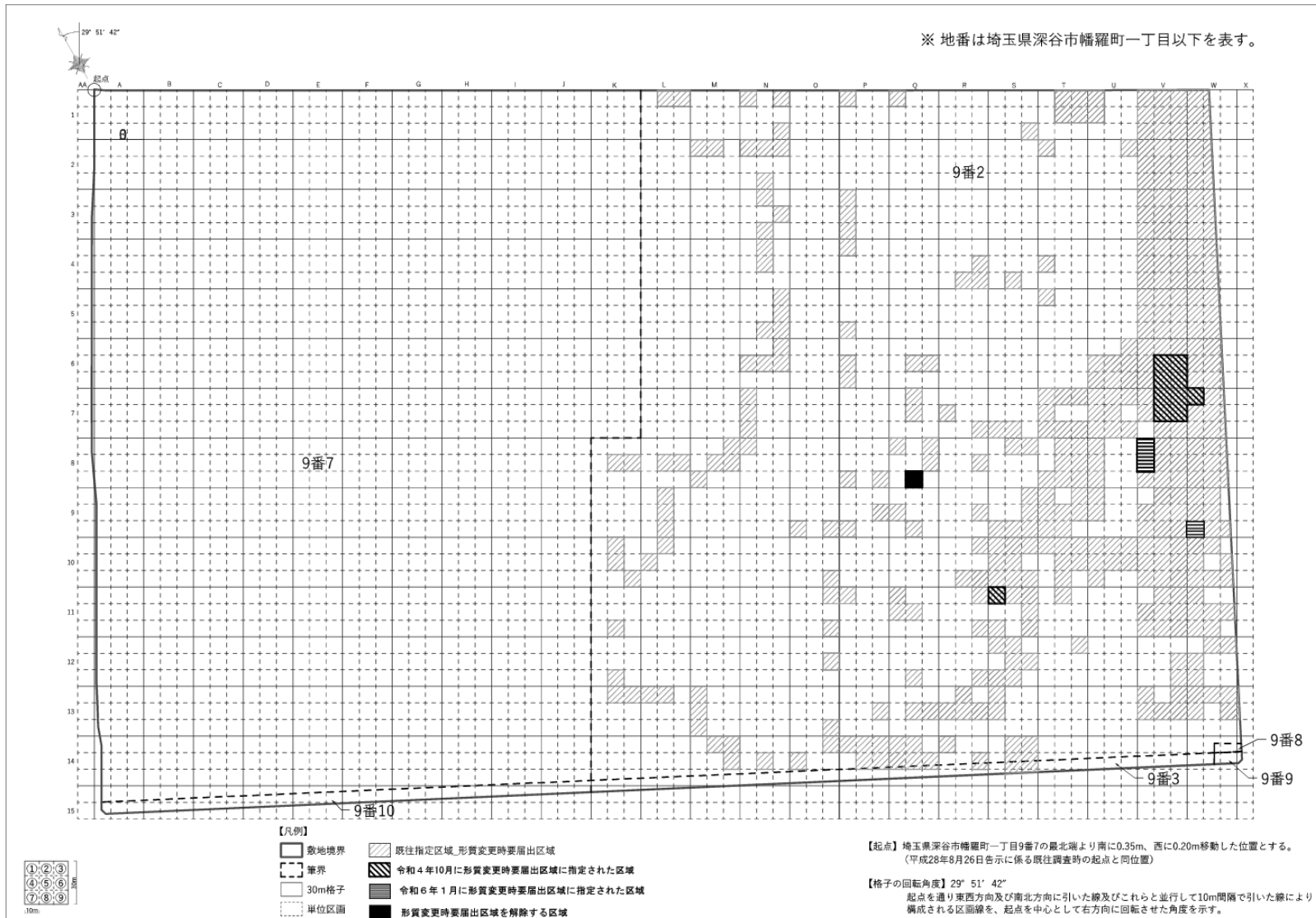
### 埼玉県告示第六百二十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年埼玉県告示第千五十五号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和七年八月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県深谷市幡羅町一丁目九番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
トリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
原位置での浄化による除去



※ 地番は埼玉県深谷市幡羅町一丁目以下を表す。



- 【凡例】
- 敷地境界
  - ▨ 既往指定区域\_形質変更時要届出区域
  - ▤ 筆界
  - ▧ 令和4年10月に形質変更時要届出区域に指定された区域
  - 30m格子
  - ▩ 令和6年1月に形質変更時要届出区域に指定された区域
  - ⋯ 単位区画
  - 形質変更時要届出区域を解除する区域

【起点】埼玉県深谷市幡羅町一丁目9番7の最北端より南に0.35m、西に0.20m移動した位置とする。  
 (平成28年8月26日告示に係る既往調査時の起点と同位置)

【格子の回転角度】29° 51' 42"  
 起点を通り東西南方向及び南北方向に引いた線及びこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される区画線を、起点を中心として右方向に回転させた角度を示す。

## 告 示

### 埼玉県告示第六百二十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

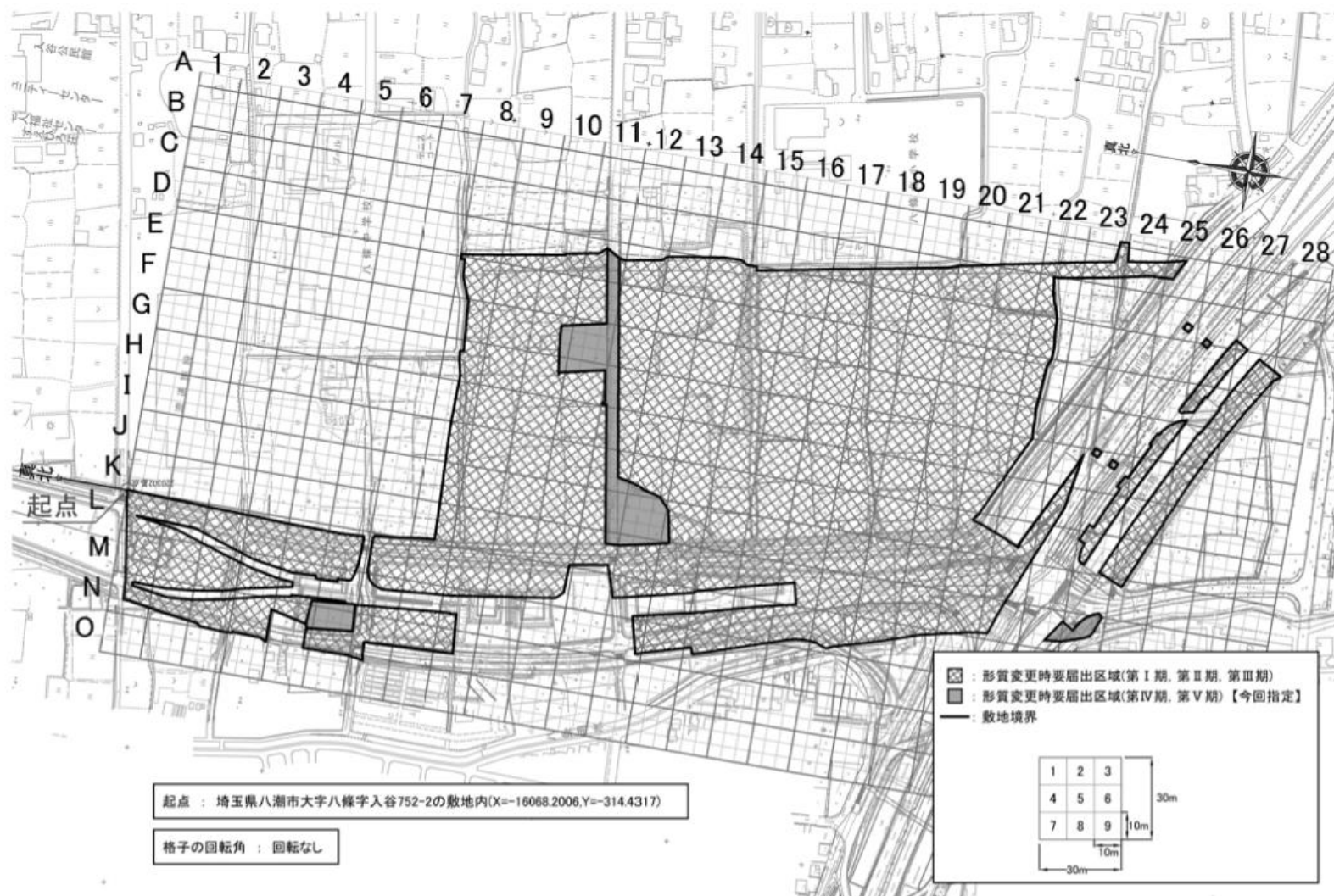
令和七年八月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 形質変更時要届出区域

- 別図のとおり（埼玉県八潮市大字八條字入谷五百番二の一部、五百番三の一部、五百番四の一部、五百一番二、五百一番三、五百一番四、五百二番二、五百二番三、五百二番四、五百三番二、五百三番三、五百三番四、五百三番五、五百四番二、五百四番三、五百四番四、五百四番五、五百五番一、五百五番二、五百五番三、五百五番四、五百六番二、五百六番三、五百六番四、五百七番二、五百七番三、五百七番四、五百八番二の一部、五百八番二地先から八百二十九番四地先までの道路敷の一部、五百八番三の一部、五百八番四の一部、七百九十一番一、八百十九番二の一部、八百十九番三の一部、八百二十番二、八百二十番三、八百二十番四、八百二十一番二、八百二十一番三、八百二十一番四、八百二十二番二、八百二十二番三、八百二十三番二、八百二十三番三、八百二十三番四、八百二十四番二、八百二十四番三、八百二十四番四、八百二十四番五、八百二十五番一、八百二十五番三、八百二十五番四、八百二十六番二、八百二十六番三、八百二十六番四、八百二十七番一、八百二十七番二、八百二十七番三、八百二十七番四、八百二十八番一、八百二十八番二の一部、八百二十八番三の一部、八百二十八番四の一部、八百二十九番四の一部、字白鳥八百四十八番五の一部、九百十七番一の一部、九百十七番二の一部及び九百十七番五の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
- 三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十号に該当する区域

別図のとおり（一の区域と同じ）



別図1 告示用図面 八潮市(第Ⅳ期, 第Ⅴ期)

# 告示

## 埼玉県告示第六百二十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和七年八月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
埼玉県越谷市大字船渡字大鳥前千七百七十一番一		田	一九〇・〇〇

二 利用権の内容等

所在及び地番	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県越谷市 大字船渡字大 鳥前千七百七 十一番一	田	令和八年 一月十五日	十年	〇円

三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 小畑 幹

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

四 農地の所有者等の情報

所有者等が確知できない状態となっている。令和七年三月二十六日、農地法第三十二条第三項の規定に基づく公示（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）が行われたが、所有者等からの申し出はなかった。

五 補償金の支払の方法

該当なし。

六 補償金の還付について

該当なし。

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、平成元年六月十九日第九号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

取消 番号	第一〇二号
指定の取消しに 係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の取消しの 年 月 日	令和七年七月二十 八日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県入間郡毛呂山町岩井西五丁目一番四
指定の取消しに 係る道路の延長 (単位メートル)	三十八・一八五
指定の取消しに 係る道路の幅員 (単位メートル)	六・二〇



## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、平成二年十月九日第十七号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

取消番号	第一〇二号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の取消しの年 月 日	令和七年七月二十 八日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県入間郡毛呂山町岩井西五丁目一番三
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	十八・七七三
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	六・二〇

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和七年八月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

#### 一 許可番号

令和七年六月十七日

指令川建セ第〇六〇一四一号

#### 二 検査済証番号

令和七年八月十二日

川建セ第〇七〇〇五号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字上ノ原二千七百九十番二、二千七百九十一番二、二千七百九十一番四、二千七百九十一番十一、二千七百九十二番一、二千七百九十三番、二千七百九十四番、二千七百九十五番、二千七百九十六番、二千七百九十六番一、二千七百九十七番、二千八百二番、二千八百三番二、二千八百五十三番三の一部、二千八百六十八番一、二千八百六十八番三、二千八百六十九番二、二千八百七十二番、二千八百七十三番、二千八百七十四番一、地先道路

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県秩父市黒谷三百六十八番地一

株式会社いのうえ工務店 代表取締役 井上 敏

## 告 示

### 埼玉県教委告示第二十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和七年八月十五日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和七年八月二十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 令和八年度埼玉県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択について

ロ 令和八年度埼玉県立高等学校において使用する教科用図書の採択について  
ハ その他